



特定創業支援等事業を受けたことの証明書

特定創業支援等事業を受けた方は、高梁市(産業振興課)に申請いただくと「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の発行を受けることができます。

特定創業支援等事業とは

市区町村等が実施する、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野の知識を身に着ける継続的な支援事業のうち、国の認定を受けたものを言います。



1 証明を受けられる方

- ・事業を営んでいない個人
- ・創業後5年未満の個人又は法人

※既に事業を営んでいる個人又は法人が新たに事業を開始する場合は証明書の対象外です。
※事業を承継する場合は対象外です。

高梁市における特定創業支援等事業

- ・高梁商工会議所及び備北商工会が主催する創業塾
- ・公益財団法人岡山県産業振興財団が主催する分野別ミニ創業塾・事業計画書作成研修
- ・高梁川流域圏内(倉敷市、総社市、新見市、井原市、笠岡市)で実施される特定創業支援事業として認定された創業セミナー・創業塾

2 証明書の発行を受けたメリットについて

- ✓ **会社設立時の登録免許税の軽減**
 - ・会社又は合同会社は資本金の0.7%が0.35%に減免(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免)
- ✓ **信用保証協会による創業関連保証の特例**
 - ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の6カ月前から利用することが可能
- ✓ **日本政策金融公庫による新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率に引き下げ**
 - ・新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用することが可能
- ✓ **小規模事業者持続化補助金<創業型>の申請対象に該当**
 - ・創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する補助金(創業後、事業開始前の事業者も対象)
 - ・補助上限200万円、補助率2/3
 - ・特定創業支援等事業による支援を受けた日及び開業日(設立年月日)が公募締切時から起算して過去1か年の間であること
- ✓ **高梁市地域商業活性化支援事業補助金の加算**
 - ・新規開業等支援事業に係る補助金額に10万円加算

3 証明書の発行申請について

以下の書類を高梁市産業振興課へ持参又は郵送で提出してください。
※申請書提出から証明書発行までに1週間程度要します。日にちに余裕を持って申請してください。

提出書類	提出部数
申請書	必要な部数
同意書	1部
特定創業支援等事業を受けたことが分かる書類(修了証など)	1部

4 提出先・問合せ先

高梁市産業経済部産業振興課(本庁舎2階)
〒716-8501 高梁市松原通2043番地 ☎0866-21-0229



詳細は市HPをご確認ください。

本証明書の交付を受けた方は、交付後5年間、証明書の活用実績について調査票の回答にご協力をお願いします。